

和 (なごみ) 合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都品川区上大崎 3-14-12 5F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

バグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

December, 2006



www.101dog.co.jp

＝道路に使う税金が余っている！？＝

『道路特定財源』をご存知でしょうか？

燃料の使用、車両の保有及び取得の段階で課税される、**道路整備に活用される税金のこと**で、ガソリン税(揮発油税・地方道路譲与税)、石油ガス税、自動車重量税、軽油引取税、自動車取得税があり、平成 18 年度の道路特定財源の総額は 5 兆 7,750 億円とされています。

しかし、平成 19 年度以降は、公団債務の返済完了や、公共事業費の削減等により**“余り”**が生じることとなり、その規模は**約 5,100 億円**にも達すると見込まれています。

政府ではこの財源を一般財源化し、他の用途にも使用可能にしようと財源の見直しの具体策が現在、協議されています。

現在の道路特定財源の税率については下表の通りです。

税 目	税率 (暫定税率)	税率 (本則税率)
揮発油税	48.6 円/ℓ	24.3 円/ℓ
石油ガス税		17.5 円/kg
自動車重量税 (例：自家用乗用車)	6,300 円 /0.5 t 年	2,500 円 /0.5 t 年
地方道路譲与税	5.2 円/ℓ	4.4 円/ℓ
軽油引取税	32.1 円/ℓ	15.0 円/ℓ
自動車取得税 (例：自家用乗用車)	取得価格 の 5%	取得価格 の 3%

本則税率とは原則として定められている税率、暫定税率とは一時的に仮に取り決めた税率のことです。昭和 49 年に揮発油税の暫定税率がアップしてから数回の税率アップを繰り返し、以来**約 30 年間も継続**しています。

道路特定財源の見直しに関連して、一部の高速道路料金の引下げる方向にはあるらしいのですが、この財源は「受益者負担」(利益を受けている者が費用を負担する)の考えに基づいています。余剰見込みのある財源は一般財源化する前に**「本来の税率に戻して欲しい」**というのが、納税者でもあるドライバーの声ではないでしょうか。

ガソリンは二重課税？

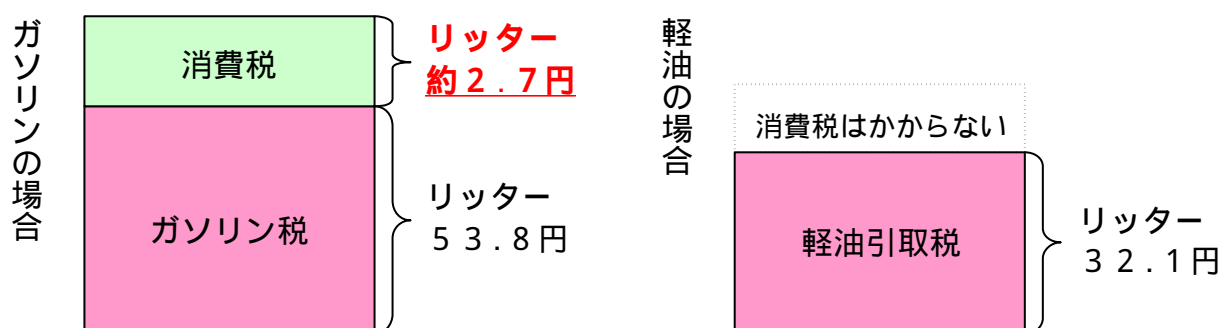
みなさんはガソリンを入れた際、領収書を御覧になるでしょうか？

ガソリンを入れるという事は、それに伴いガソリン税を知らぬ間に支払っています。

一般的には税金には消費税はかからないものなのですが、なんと**ガソリン税には消費税がかかっています**。つまり、税金にまた税金をかけて徴収されているのです。

軽油にも「軽油引取税」という税金がかかっているのですが、この**軽油引取税には消費税はかかりません**。

<ガソリンと軽油に係る税金>



また、日本ではこんなにも大きな差がありますが、海外ではガソリンと軽油の価格差が殆どありません。そもそもガソリンも軽油も原油を精製して作るものなので大まかに言えば作るコストはさほど違いがありませんので、日本では政治家の道具に使われていると言っても過言ではありません。理由は高度成長期にさかのぼり、経済成長のため軽油の税率を低く設定し、ガソリン車は乗用車が主体であり贅沢品なので税率を高く設定したと言われていました。

税金の中で、商品の最終価格に占める税金の割合が**50%を超えている**ものは**ガソリン**において他にはありません。

車をよく乗られる方はこの事実を御存知なのでしょうか？

今の時代、車を2,3台持っており家族全員が乗るといふ家庭も多い事でしょうが、こんなにも多額の税金を支払っているのであれば車に乗るのも考えものなのかもしれません。



(文章担当：川上・竹鼻)

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)